

大阪市此花区役所と一般社団法人此花工業会との健康増進に関する連携協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と一般社団法人此花工業会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして連携・協力し、双方の資源を活かした事業に協働で取り組むことにより、もって区民の健康の増進に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力して次の事項に取り組む。

- (1) 健康経営に関する啓発
- (2) 区内企業の健康経営優良法人認定にかかる支援
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲乙双方合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定は協定日から令和8年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1か月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和7年1月25日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区長 中島 政人

乙 大阪市此花区朝日2丁目18番8号

一般社団法人此花工業会 会長 中川 才助